

社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会

広報紙広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会広報紙への広告掲載に関する要項（令和3年2月22日）（以下「要項」という。）第4条及び第13条に基づき、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙「社協だより」（以下「社協だより」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置及び大きさ)

第2条 広告の掲載位置は、「社協だより」おしらせの下一段程度（2～3ページ分）とする。
2 広告の大きさは、1枠あたり縦55ミリメートル横88ミリメートルとする。

(掲載申請期間)

第3条 広告の掲載紙は10月15日号及び3月15日号（本会の都合により、月が変わることがある。）とし、連続して申請する期間は1年間（2回）を限度とする。

(掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠あたり20,000円（消費税込み）とする。

(広告掲載の申込み方法)

第5条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、広告掲載を希望する広報発行日の3カ月前までに本会福祉課に、掲載申し込みをするものとする。

ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申込を受け付けることができる。

2 広告の申込みは、1掲載号につき1枠とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、同一ページの隣り合う2枠を一つの広告として申し込む（掲載料は別紙のとおり）ことができる。

(広告掲載の決定)

第6条 要項第6条による広告掲載の決定は、前条第1項の広告掲載申込書を先着順に本会において審査し、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告の版下)

第8条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(掲載の取り下げ)

第9条 広報の編集校了日以降は、広告主は当該広告の掲載の取り下げができないものとする。

(補則)

第10条 この取扱要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和 3年 2月22日から施行する。

(別紙)

掲載面・位置	スペース	枠数	色数	広告料(税込み)
「お知らせ」ページ下段	55mm×88mm	4～6	2	20,000円
	(55mm×176mm)	—	2	38,000円

【関連規則】

1. 社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会広報紙への広告掲載に関する要項

(令和3年2月22日施行)

2. 大和郡山市広告掲載基準

(平成19年5月21日制定)

【広報紙「社協だより」発行概要】

1. 発行部数 : 36,000部／1回
2. 配布方法 : 大和郡山市広報紙「つながり」に折込み自治会より全戸配布
3. 発行体裁 : A4版 右綴り 2色刷り 年2回発行
10月15日号 4ページ
3月15日号 8ページ

※本会の都合により、月が変わることがあります。